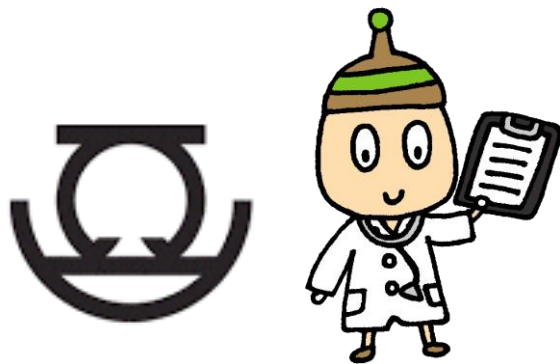


# 「逗子市新型インフルエンザ等対策行動計画」 改定案

パブリックコメント（市民意見募集）



意見募集期間

令和8年4月20日(月)～令和8年5月20日(水)

## はじめに

新型インフルエンザ等対策行動計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等への総合的な対応を位置付けたものとして、国、県、市町村のそれぞれで策定されています。

本市も平成26年12月に計画を策定しましたが、新型コロナウイルス感染症対応を経て、全国的に感染症に対する事前対応の必要性等が顕在化したことを踏まえ、令和6年度に国、神奈川県が全面的に改定されました。

この度、国や神奈川県と整合を図り、本市の行動計画を改定するものです。

本計画の内容は、コロナ禍の教訓を生かし、体制整備や訓練等の平時からの準備を充実させるとともに、幅広い感染症に対応しつつ、柔軟な対策が可能となるよう整理しています。また、国から市町村の計画に含めることを示された7つの対策項目について、それぞれ準備期・初動期・対応期に時期区分を分け、取組を示しています。

今回の改定では、新型インフルエンザ等対策に関する本市の総合的な取り組みとして、特に市民の皆様等への情報提供・共有、リスクコミュニケーション、感染拡大の防止対策と市民生活・経済のバランスがとれるように着意して整理しています。

### 1 新型インフルエンザ等感染症

インフルエンザ又はコロナウイルス感染症のうち、新たに人から人に伝染する能力を持ったもの。かつて世界的に流行したが、その後、流行することなく長期間が経過しているもの。

### 2 指定感染症

現在感染症法で位置付けられていない感染症で、1類から3類、新型インフルエンザ等感染症と同様の措置を講ずる必要があるもの。

〈感染症の主な分類〉

1類（エボラ出血熱、ペスト等）、2類（結核（SARS）等）、3類（コレラ等）、4類（狂犬病、マラリア等）、5類（季節性インフルエンザ、新型コロナウイルス等）

### 3 新感染症

人から人に伝染する未知の感染症であって、罹患した場合症状が重篤であり、まん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

## 逗子市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

### 1 計画の趣旨

市行動計画は、政府行動計画及び県行動計画に基づき、市内における新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、市が実施する措置等を定めるもの。

### 2 当初の策定

平成26年12月「逗子市新型インフルエンザ対策行動計画」として策定された。

### 3 計画策定の根拠

(参考) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)  
第八条 市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を作成するものとする。

## 政府行動計画の改定の概要

次の内容を踏まえ、計画を抜本的に改正（令和6年7月改定）した。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、対策を具体化
- ・ 内閣感染症危機管理統括庁や国立健康危機管理研究機構（JIHS）の設置
- ・ 国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス（管理体制）強化

## 【改定前の計画との比較】

- ・対象とする疾患を「病原性の高い新型インフルエンザ等」から「幅広い呼吸器感染症」を念頭にしたこと。
- ・時期区分を「未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期」の5期から「準備期、初動期、対応期」の3期へ変更

## 【新型インフルエンザ等対策の主たる目的】

「感染拡大防止」と「国民生活及び国民経済に与える影響の最小化」

## 【新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項】

「平時の備えの拡充」

「感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替」

## 【対策項目】

- |                               |                           |
|-------------------------------|---------------------------|
| ① <u>実施体制</u>                 | ⑧ 医療                      |
| ② 情報収集・分析                     | ⑨ 治療薬・治療法                 |
| ③ サーベイランス                     | ⑩ 検査                      |
| ④ <u>情報提供・共有、リスクコミュニケーション</u> | ⑪ <u>保健</u>               |
| ⑤ 水際対策                        | ⑫ <u>物資</u>               |
| ⑥ <u>まん延防止</u>                | ⑬ <u>国民生活及び国民経済の安定の確保</u> |
| ⑦ <u>ワクチン</u>                 |                           |

※下線部は、市町村行動計画の構成に入れることを国から示された7つの項目

# 【政府行動計画の時期区分】

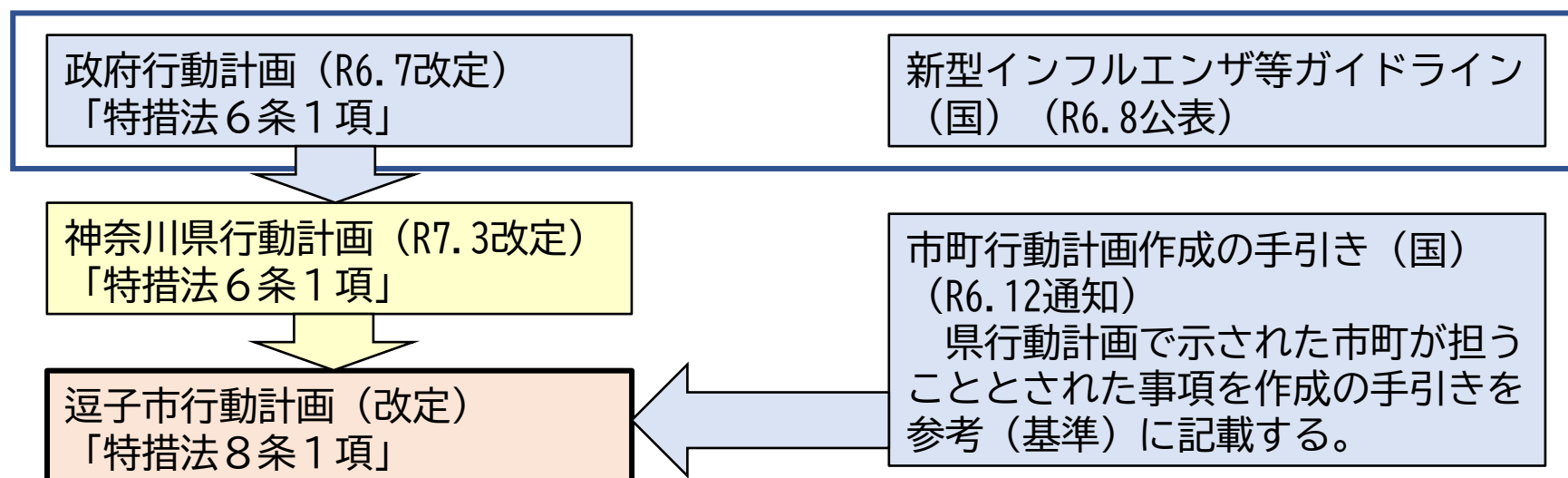
## 《改訂前計画》

未発生期	発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているか、接触歴が疫学調査で追える状態
国内感染期	国内で新型インフルエンザ等の接触歴が疫学調査では追えなくなった状態
小康期	患者の発生が減少し低い水準

## 《改定計画》

準備期	レベル	発生前の段階
初動期	A	国内発生を含め世界で新型インフルエンザの可能性のある感染症が発生
	B	国内発生当初の封じ込め
	C-1	感染拡大し病原体に対応
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
対応期	D	特措法によらない対策可

### 各行動計画の位置づけ



## 逗子市新型インフルエンザ等対策行動計画更新の準拠

### 『更新の経緯』

内閣官房内閣感染症危機管理統括庁が令和6年12月26日に【市町村行動計画作成の手引き】を更新、全国の市町村は令和8年7月までを目途に行動計画を更新する。

- 市町村行動計画作成の手引き（保健所設置市・特別区「以外」の市町村向け）は、市町村が市町村行動計画を変更する際に、記載が必要となる内容及び記載を検討することが望ましい内容について、政府行動計画及び政府ガイドラインから参考となる内容（項目）を抜粋したもの。
- 市町村が市町村行動計画を変更する際には、手引きのほか、都道府県の行動計画等の内容を参考にすることが必要  
※神奈川県は、令和7年3月に改定済み
- コロナ禍での本市の対応の振り返り、教訓事項を反映

## 新型インフルエンザ対策の実施体制（考え方）

感染拡大時には、市対策本部を設置し、総合的・効果的な対策を強力に推進する。流行収束まで長期にわたることを想定し市として継続すべき通常業務を整理して、感染症対策について持続可能な体制となるよう、状況の変化に応じ柔軟に対応する。

なお、市対策本部設置前後であっても、情報共有や対策検討が必要な場合は、市警戒本部をもって対応する。

### 〈本部設置の基準〉

名 称	逗子市新型インフルエンザ等警戒本部	逗子市新型インフルエンザ等対策本部
本部長	副市長	市長
事務局	防災安全課	防災安全課
組織構成	全部局	全部局
設置基準	1 政府及び県対策本部が設置された場合 2 その他、本部長が必要と認める場合	特措法（法定設置）（特措法に基づく体制） 特措法第32条による新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされたとき、同法第34条に基づき、直ちに設置する。
廃止基準	政府及び県対策本部が廃止された場合	特措法による緊急事態宣言が解除されたとき

## 新型インフルエンザ等対策事務分掌 1 / 2

関係課等	事務分掌（抜粋）
事務局： 防災安全課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市対策（警戒）本部の設置・運営に関する事</li> <li>2 県及び関係機関等との連絡調整に関する事</li> <li>3 関連情報及び活動情報の収集、集約、伝達に関する事</li> <li>4 各部局間の総合調整及び統制に関する事</li> <li>5 各部局の対応状況の把握及び記録に関する事</li> <li>6 本部会議、連絡調整会議の開催、会議に関する事</li> <li>7 業務継続に関する事</li> <li>8 緊急事態宣言、まん延防止等の重点措置及び市民の社会活動の自粛要請に関する事</li> </ol>
企画課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関連情報の報道、発表及び広報等の総合調整に関する事</li> <li>2 報道機関等との連絡調整に関する事</li> </ol>
基地政策課	在日米軍との連絡調整に関する事
財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方債の発行等の財源確保等に関する事</li> <li>2 契約、調達等に係る連絡調整</li> </ol>
職員課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の健康、感染予防に関する事</li> <li>2 職員応援の総合調整に関する事</li> </ol>
市民協働課	新型インフルエンザ等に関する地域との連絡調整、情報収集に関する事
文化スポーツ課	影響を受けた行事等の把握、事業者等への支援に関する事
経済観光課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市内の経済状況、消費、雇用等の把握に関する事</li> <li>2 生活関連物資の価格の安定等の措置に関する事</li> </ol>
社会福祉課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 遺体の取り扱いに関する調整及び火葬、埋葬に関する事</li> <li>2 罹患者への生活支援等に関する事</li> </ol>
障がい福祉課 高齢介護課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者、障がい者に係る対策に関する事</li> <li>2 上記の生活支援に関する事</li> </ol>

## 新型インフルエンザ等対策事務分掌 2 / 2

関係課等	事務分掌（抜粋）
国保健康課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療機関、医療団体、関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>2 新型インフルエンザ等に関する健康管理に関すること</li> <li>3 新型インフルエンザ等に関する医学的な情報収集に関すること</li> <li>4 療養者に関する支援に関すること</li> <li>5 市民からの新型インフルエンザに関する医療相談等の対応に関すること</li> <li>6 検査に関すること</li> <li>7 保健所業務の総合調整に関すること</li> </ol>
資源循環課	汚染物等の収集・処理に関すること
消防署	新型インフルエンザ等に関連した救急に関すること
教育総務課 学校教育課	市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施、教育の確保に関すること
子育て支援課 保育課	妊産婦、乳幼児、児童等に係る対策に関すること
各課等（共通）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 対策本部と連携した感染拡大防止対策の実施に関すること</li> <li>2 関連情報の収集、提供に関すること</li> <li>3 関連する広報・相談に関すること</li> <li>4 影響を受けることが予想される所管事業の調整に関すること</li> <li>5 関係機関、団体との連絡調整、部局内の連絡調整に関すること</li> <li>6 新型インフルエンザ等の発生における他の部局等の応援に関すること</li> <li>7 関係省庁等からの通知の受理、発出に関すること</li> </ol>
各施設所管課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関すること</li> <li>2 所管施設等の新型インフルエンザ等に関連した運用・管理に関すること</li> </ol>

# 逗子市新型インフルエンザ等対策行動計画の新旧項目対比

## 旧計画(平成26年12月)

### 第1章 はじめに

- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
- 2 国の取組みの経緯
- 3 行動計画の作成

### 第2章 新型インフルエンザ等対策実施に関する基本的な事項

- 1 新型インフルエンザ等対策の目的
- 2 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点
- 3 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等
- 4 対策推進のための役割分担
- 5 行動計画の主要6項目
- 6 行動計画実施上の留意点
- 7 発生段階

### 第3章 各段階における対策

- 1 未発生期
- 2 海外発生期
- 3 県内未発生期
- 4 県内発生早期
- 5 県内感染期
- 6 小康期

### ※ 参考資料

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策(県行動計画)  
用語解説

## 新計画(令和7年度～令和8年7月に完成)

### 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

### 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

#### 第1章 実施体制

- 第1節 準備期
- 第2節 初動期
- 第3節 対応期

#### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 第1節 準備期
- 第2節 初動期
- 第3節 対応期

#### 第3章 まん延防止

- 第1節 準備期
- 第2節 初動期

#### 第4章 ワクチン

- 第1節 準備期
- 第2節 初動期
- 第3節 対応期

#### 第5章 保健

- 第3節 対応期

#### 第6章 物資

- 第1節 準備期

#### 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

- 第1節 準備期
- 第2節 初動期
- 第3節 対応期

## 第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画

区分	項目	内容（概要）
はじめに	1. 感染症危機を取り巻く状況	コロナ禍の経験から平時の備えと対策の重要性
	2. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	病原性が高い新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小になるようにすることを目的に制定
	3. 行動計画策定の経緯・目的	コロナ禍の経験を踏まえ、国、県の行動計画が改定され、市も対策の充実のために改定
I：総論	1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針（目的）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。</li> <li>・市民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにする。</li> </ul>
	2. 対策の基本項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 実施体制</li> <li>(2) 情報提供・共有・リスクコミュニケーション</li> <li>(3) まん延防止</li> <li>(4) ワクチン</li> <li>(5) 保健</li> <li>(6) 物資</li> <li>(7) 住民の生活及び地域経済の安定の確保</li> </ul>
	3. 対策推進のための役割分担	県、市、医療機関、指定（地方）公共機関、登録事業者、一般事業者、市民のそれぞれの役割

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### Ⅱ：各論

#### 第1章 実施体制

考え方→感染拡大時は、市対策本部等を設置し、新型インフルエンザ等対策を実施

第1節 準備期	第2節 初動期	第3節 対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>○実践的な訓練の実施</li> <li>○市行動計画等の作成や体制整備・強化</li> <li>○国及び地方公共団体等の連携の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 →状況に応じ市警戒本部を設置</li> <li>○迅速な対策の実施に必要な予算の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本となる実施体制の在り方</li> <li>○必要な財政上の措置</li> <li>○緊急事態措置の検討等について→直ちに市対策本部を設置</li> </ul>

#### 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期	第2節 初動期	第3節 対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>○発生前における情報収集及び市民等への情報提供・共有               <ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンター等の設置準備</li> <li>・偏見・差別等に関する啓発</li> <li>・偽・誤情報に関する啓発</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報提供・共有について</li> <li>○双方向のコミュニケーションの実施→情報に対する反応や関心を把握</li> <li>○偏見・差別等や偽・誤情報への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○情報提供・共有について等の情報提供・共有               <ul style="list-style-type: none"> <li>・市ホームページ、市公式LINE等</li> </ul> </li> <li>○SNSを活用した積極的な広報やデータの可視化</li> </ul>

### 第3章 まん延防止

#### 感染症法に基づいた患者や濃厚接触者へのまん延防止対策や緊急事態措置

第1節 準備期	第2節 初動期	第3節 対応期
<p>○換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及</p> <p>○不要不急の外出を控えること等の理解を促進</p>	<p>○市内患者の発生に備え、県が行う感染症法に基づく患者対応（入院勧告・措置等）や、濃厚接触者への対応に関する市民への情報提供等の支援</p>	<p>○県等と連携し、地域の感染状況等に応じて、患者や患者の同居者などの濃厚接触者に必要な情報提供</p> <p>○市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策を周知</p> <p>○テレワーク、オンライン会議、書面会議（開催）の活用</p> <p>○市立学校や市施設等の多人数が利用する施設の使用制限</p> <p>○高齢者施設、障がい者施設等の感染対策の強化</p> <p>○学級閉鎖・休校等を地域の感染状況等に鑑み適切に行う。</p> <p>○国等の要請により、公共交通機関での接触機会を減らす運行方法の変更等の情報発信</p> <p>○海水浴場等における感染症対策の強化</p> <p>○感染防止に係るゴミの処理</p>

## 第4章 ワクチン

第1節 準備期	第2節 初動期	第3節 対応期
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワクチンの接種に必要な資材の確保</li> <li>○接種に必要な人員、会場、資材等を含め接種体制の訓練</li> <li>○国及び県の協力を得ながら、希望する市民全員が速やかに接種できる準備</li> <li>○住民接種のシミュレーションや高齢者等の接種準備</li> <li>○接種対象者へスマートフォン等の通知や紙での送付準備</li> <li>○マイナンバーカードを活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保</li> <li>○ワクチン等の資材確保</li> <li>○（一社）逗葉医師会等の協力を得て対応</li> <li>○接種の勧奨方法や予約の受付方法の対応</li> <li>○公的な施設等の医療機関以外の会場等を接種に活用</li> <li>○高齢者、要配慮者等の接種会場での接種が困難な人への対応</li> <li>○接種会場において、ワクチンの配送や予約管理にマイナンバーカードを活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワクチン等の使用実績等を踏まえ、割当量の調整</li> <li>○初動期に構築した接種体制に基づき接種を実施</li> <li>○市が行う接種勧奨については、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。</li> <li>○スマートフォン等の活用が困難な人に対しては、紙の接種券を発行する。</li> <li>○接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等により接種対象者に通知するほか、ウェブサイトやSNSを活用して周知</li> <li>○上記が困難な人に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施</li> <li>○感染状況を踏まえ、必要に応じて接種会場の増設</li> <li>○住民接種に係る適切な広報</li> </ul>

## 第5章 保健・発熱外来・検査

第1節 準備期	初動期	第2節 対応期
<p>○新型インフルエンザ等のまん延時に、（一社）逗葉医師会等の関係機関の協力を得て逗葉地域医療センターに発熱外来や検査所を設置するための調整</p>		<p>○県(保健所等)が実施する健康観察に協力                      ○県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の提供を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者に対する協力                      ○逗葉地域医療センター等に、発熱外来や検査所を設置</p>

## 第6章 物資

第1節 準備期	第2節 初動期	対応期
<p>○新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄                      ○救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄                      ○上記の他、対策に必要な優先順に供給</p>	<p>○飛沫感染防止用のビニールシート及び仕切り等の資材の他、消毒用アルコール液、抗原検査キット、マスクやゴム手袋等の備蓄                      ○対策本部で情報を集約し、優先順位により供給</p>	

## 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

第1節 準備期	第2節 初動期	第3節 対応期
<p>○新型インフルエンザ等の発生時の支援の行政手続や支援金等の給付・交付等について、デジタル化を整備する。</p> <p>その際、高齢者やデジタル機器に不慣れな人、外国人等も含め、迅速・確実に情報が届くように留意する。</p> <p>○市民等に対し、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を呼びかける。</p> <p>○県の実情を受け、新型インフルエンザ等の発生時、高齢者、障がい者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、等について把握</p> <p>○感染による死者の火葬等の対応準備</p>	<p>○感染防止策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）について、あらためて市民や事業者へ周知</p> <p>○市民等に対し、食料品や生活必需品等の生活関連物資の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛ける。</p> <p>○事業者に対して、新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、職場での感染防止策及び事業の継続又は自粛の準備等を行うよう周知</p> <p>○県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保</p>	<p>○まん延の防止に関する措置による心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。</p> <p>○国からの要請を受けて、高齢者、障がい者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。</p> <p>○対策として、学校の使用の制限等の場合は、必要に応じ、教育の継続に関する取組等の必要な支援を行う。</p> <p>○生活関連物資等の供給に関する的確な情報共有</p> <p>○必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口を充実</p> <p>○死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えた際の対応</p>

# パブリックコメントについて

案件名	逗子市新型インフルエンザ等対策行動計画(改定案)
募集期間	令和8年4月20日(月)～令和8年5月20日(水)
閲覧場所	市役所(防災安全課、情報公開課)、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、福社会館、保健センター、高齢者センター、子育て支援センター、体験学習施設(スマイル)、療育教育総合センター、小坪小学校区コミュニティセンター、沼間小学校区コミュニティセンター、図書館 *市ホームページでも閲覧可
問い合わせ	防災安全課 TEL 046-873-1111 (代表) MAIL bousai@city.zushi.lg.jp

# 参考資料

国、県、市の行動計画の項目の対比表です。  
国や県の計画をもとに市が対応する項目を  
分かりやすく記載しています。

## 逗子市行動計画の考え方

- ① 実施体制やまん延防止、市民生活等への対応について、幅広い関係部局・関係機関と連携して検討
- ② 政府行動計画や県行動計画、市町行動計画作成の手引き（国）をもとに、新型コロナウイルス感染症対応での教訓事項等を反映

## 政府及び県行動計画と市行動計画の対比

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）
第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画 第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等	第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画 はじめに
第1節 感染症危機を取り巻く状況	第1節 感染症危機を取り巻く状況	1 感染症危機を取り巻く状況
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定
第3節 政府の感染症危機管理の体制	—	—
第2章 政府行動計画の作成と感染症危機対応	第2章 行動計画の作成と感染症危機対応	3 行動計画策定の経緯・目的 →左記の第2章を要約

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）
第1節 政府行動計画の作成	第1節 行動計画の作成	- 下記の総論に含めて記述
第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	第2節 新型コロナウイルス感染症対応での経験	
第3節 政府行動計画改定の目的	第3節 行動計画改定の目的	
第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方等	第2部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方	I：総論 1. 新型インフルエンザ等対策の基本方針 →国、県の基本方針をもとに基本的な考え方・留意点を記載
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	(1) 新型インフルエンザ等対策の目的
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	(2) 新型インフルエンザ等への対策
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ (1) 有事のシナリオの考え方	第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ (1) 有事のシナリオの考え方	(3) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）→左記を要約
(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	(2) 感染症危機における有事のシナリオ（時期ごとの対応の大きな流れ）	
第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	第4節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	(4) 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）
(1) 平時の備えの整理や拡充	(1) 平時の備えの整理や拡充	ア 平時の備えの整理や拡充
(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え	イ 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え
(3) 基本的人権の尊重	(3) 基本的人権の尊重	ウ 基本的人権の尊重
(4) 危機管理としての特措法の性格	(4) 危機管理としての特措法の性格	エ 危機管理としての特措法の性格
(5) 関係機関相互の連携協力の確保	(5) 関係機関相互の連携協力の確保	オ 関係機関相互の連携協力の確保
(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応	カ 高齢者施設や障がい者施設等の社会福祉施設等における対応
(7) 感染症危機下の災害対応	(7) 感染症危機下の災害対応	キ 感染症危機下の災害対応
(8) 記録の作成や保存	(8) 記録の作成や保存	ク 記録の作成や保存
—	—	2. 対策の基本項目 7項目の行動計画の主な対策
第5節 対策推進のための役割分担 (1) 国の役割	第5節 対策推進のための役割分担 (1) 国の役割	3. 対策推進のための役割分担 —
(2) 地方公共団体の役割	(2) 県、市町村の役割	(1) 県及び市の役割
(3) 医療機関の役割	(3) 医療機関の役割	(2) 医療機関の役割
(4) 指定（地方）公共機関の役割	(4) 指定（地方）公共機関の役割	(3) 指定（地方）公共機関の役割

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）
(5) 登録事業者	(5) 登録事業者	(5) 登録事業者の役割
(6) 一般の事業者	(6) 一般の事業者	(6) 一般の事業者の役割
(7) 国民	(7) 個人	(7) 市民の役割
第2章 新型インフルエンザ等 対策の対策項目と横断的視点 第1節 政府行動計画における 対策項目等 (1) 政府行動計画の主な対応 項目	第2章 新型インフルエンザ等 対策の対策項目と横断的視点 第1節 政府行動計画における 対策項目等 (1) 政府行動計画の主な対応 項目	2. 対策の基本項目 →要約し具体的には各論で記載 ※3. 対策推進のための役割分 担の前に記述し分かり易く整理
(2) 対策項目ごとの基本理念 と目標	(2) 対策項目ごとの基本理念 と目標	※市町村計画の手引き（国）を 参考に下記の①～⑦が該当項目
①実施体制	①実施体制	①実施体制
②情報収集・分析	②情報収集・分析	- 該当項目外
③サーベイランス	③サーベイランス	- 該当項目外
④情報提供・共有、リスクコ ミュニケーション	④情報提供・共有、リスクコ ミュニケーション	②情報提供・共有、リスクコ ミュニケーション
⑤水際対策	⑤水際対策	- 該当項目外
⑥まん延防止	⑥まん延防止	③まん延防止
⑦ワクチン	⑦ワクチン	④ワクチン
⑧医療	⑧医療	- 該当項目外
⑨治療薬・治療法	⑨治療薬・治療法	- 該当項目外
⑩検査	⑩検査	- 該当項目外

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）
①保健	①保健	⑤保健
②物資	②物資	⑥物資
⑬国民生活及び国民経済の安定の確保	⑬国民生活及び国民経済の安定の確保	⑦住民の生活及び地域経済の安定の確保
(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点	(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点	<p data-bbox="1411 372 1939 494">— ※市町村計画の手引き（国）の該当外</p>
I 人材育成	I 人材育成	
II 国と地方公共団体との連携	II 国と地方公共団体との連携	
III DXの推進	III DXの推進	
IV 研究開発への支援	IV 研究開発への支援	
V 国際的な連携	—	
第3章 政府行動計画の実効性を確保するための取組等	第3章 行動計画の実効性を確保するための取組等	
第1節 国立健康危機管理研究機構(JIHS)の果たす役割	第1節 県がJIHS等との連携により果たす役割	
第2節 政府行動計画等の実効性確保	第2節 行動計画等の実効性確保	
(1) EBPMの考え方に基づく政策の推進	(1) EBPMの考え方に基づく政策の推進	
(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	(2) 新型インフルエンザ等への備えの機運の維持	

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）
(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	(3) 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施	－ ※市町村計画の手引き（国）の該当外
(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し	(4) 定期的なフォローアップと必要な見直し	
(5) 都道府県行動計画や市町村行動計画等	(5) 市町村行動計画等	
(6) 指定（地方）公共機関業務計画	(6) 指定（地方）公共機関業務計画	
第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	第3部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組
第1章 実施体制 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第1章 実施体制 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第1章 実施体制 新型インフルエンザ対策の実施体制（考え方）→対策本部、庁内の役割分担 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」
第2章 情報収集・分析 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第2章 情報収集・分析 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	ー ※市町村計画の手引き（国）の該当外
第3章 サーベイランス 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第3章 サーベイランス 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	ー ※市町村計画の手引き（国）の該当外

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」
第5章 水際対策 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第5章 水際対策 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	ー  ※市町村計画の手引き（国）の該当外
第6章 まん延防止 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第6章 まん延防止 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第3章 まん延防止 まん延防止の考え方及び取組について 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」
第7章 ワクチン 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第7章 ワクチン 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第4章 ワクチン 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」
第8章 医療 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第8章 医療 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	ー  ※市町村計画の手引き（国）の該当外
第9章 治療薬・治療法 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第9章 治療薬・治療法 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	ー  ※市町村計画の手引き（国）の該当外

政府行動計画（改定後）	県行動計画（改定後）	市行動計画（案）
第10章 検査 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第10章 検査 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	ー  ※市町村計画の手引き（国）の 該当外
第11章 保健 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第11章 保健 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第5章 保健・発熱外来・検査 第1節「準備期・初動期」 第2節「対応期」
第12章 物資 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第12章 物資 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第6章 物資 第1節「準備期」 第2節「初動期・対応期」
第13章 国民生活及び国民経済 の安定の確保 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第13章 国民生活及び国民経済 の安定の確保 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」	第7章 国民生活及び国民経済 の安定の確保 第1節「準備期」 第2節「初動期」 第3節「対応期」
用語集	用語集	ー  用語は、理解し易い表現で記載 ※市町村計画の手引き（国）の 該当外